

楽寿荘通所介護サービス契約書

(楽寿荘デイサービスセンター)

(以下「利用者」という)と社会福祉法人楽寿会(以下「事業者」という)は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

1. この契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定または、要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日7日前までに利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 (通所介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえた「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 (サービス提供の記録等)

1. 事業者は、サービスを提供した際にはあらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者及び家族の確認を受けることとします。
2. 事業者は、一定期間ごとにサービス提供の状況、目標達成の状況等の記録を作成して利用者及びその家族に説明します。
3. 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後、5年間はこれを適正に保管し、利用者及びその家族の求めに閲覧に応じ、または実費負担によりその写しを交付します。

第5条 (利用者負担金及びその滞納)

1. サービスに対する利用者負担金は、「楽寿荘通所介護サービス重要事項説明書」に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改正後の金額が適用されます。

2. 利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。
3. 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更介護保険外の公的サービスの利用等について、必要な調整を行うよう要請するものとします。
4. 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1. 第2条の規程により、事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき。
2. 第5条の事業者から解除の意思表示がなされたとき。
3. 第6条の利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
4. 第7条の規程により、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
5. 次の事由で利用者にサービスが提供できなくなったとき。
 - （1）利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合。
 - （2）利用者について要介護認定が受けられなかった場合。
 - （3）利用者が死亡した場合。

第9条（契約者の禁止行為）

契約者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一．決められた場所以外での喫煙
- 二．サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 三．その他決められた以外の物の持ち込み

第10条（ハラスメント対策について）

- 1 ハラスメント防止のための指針の作成し、従業者に対して、ハラスメントに関する研修を実施します。
- 2 従業者が報告・相談しやすい体制の整備を行います。
- 3 ハラスメントに対する法人内での適切な対応を図ると共に、事業所内に責任者を選定しています
- 4 契約者及びそのご家族等から、以下のハラスメントに当たる行為があった場合には、契約解除となる場合があります。

イ）暴力又は乱暴な言動（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

- ・物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発するなど

ロ）セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

- ・従業者の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、女性のヌード写真を見せるなど

ハ）精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

- ・大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける。「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する。家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする。特定の従業者に嫌がらせをする。

二）その他

- ・従業者がハラスメントと感じる行為

第11条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第 12 条（秘密保持）

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な事由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
2. あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規程に関らず一定の条件の下で情報提供することができます。

第 13 条（苦情処理）

1. 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村または国民健康保険団体連合会に対し、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることがありません。

第 14 条（契約外条項等）

1. この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他の関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には別途契約が必要となります。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、事業者が記名捺印
契約者が署名のうえ、契約者、事業者が各々 1 通保有するものとします。

附則

この楽寿荘通所介護サービス契約書は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

事業者

住 所 福島県いわき市四倉町西三丁目 14 番地の 6

名 称 社会福祉法人 楽 寿 会

代表者名 理 事 長 木村 守和

事業所

住 所 福島県いわき市四倉町上仁井田字横川 74 番地の 1

名 称 楽寿荘通所介護事業所（デイサービスセンター）

電話番号 **0246-32-6383**